

令和二年三月三日受領  
答弁第六六号

内閣衆質二〇一第六六号

令和二年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員丸山穂高君提出スパイ活動に対抗し得る体制の確立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出スパイ活動に対抗し得る体制の確立に関する質問に対する答弁書

一について

「スパイ活動」とは、一般に、相手や敵の様子をひそかに探る活動を意味するものと承知している。政府としては、外国情報機関により、我が国に対する情報収集活動が行われることはあると考えている。

二から四までについて

御指摘の「結果的に国益を損なう情報」及び「国益に関わる機密情報」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五及び六について

お尋ねの「スパイ防止法」の制定及び「対外情報機関」の創設については、様々な議論があるものと承知しているが、政府としては、今後とも、情報機能の更なる強化について検討を行ってまいりたい。